

伴う手続きについて

③ 資格喪失後の組合員証等の返却について



組合員の資格を喪失した場合、現在お持ちの組合員証・資格確認書等は使用することができません。**資格喪失後の組合員証・資格確認書等は所属所を通して当支部に返却する**こととなります。返却については、下表のとおりとなりますが、詳細は、3月送付予定の「組合員提出書類確認票」をご確認ください。

①退職・任期満了・他共済組合へ転出する場合 (任意継続組合員、組合員の被扶養者となる者を含む)	資格喪失時の所属所に返却 →所属所がとりまとめて「①組合員異動報告書【資格得喪】」に添付のうえ提出 任意継続組合員となった場合、それまで使用していた組合員証・資格確認書等は使用できません。資格喪失時の所属所に返却ください。
②組合員番号が変更となった場合	番号変更後の資格情報のお知らせ等が届き次第、新所属所に返却 →新所属所がとりまとめて「②組合員異動報告書」に添付のうえ提出
③被扶養者が新しい就職先で健康保険資格を取得した場合	組合員の所属所に返却 →所属所が「被扶養者取消申告書」と関係書類に添付のうえ提出

④ 住所変更の手続きについて



住民票の住所を異動した場合、当支部で管理している住所の修正が必要となりますので、「記載事項等変更申告書」に記載の上、所属所を経由して提出してください。転居先住所の届出がないと、ねんきん定期便、特定健診の受診券、給付金決定通知書等が届かないことがあります。早めの手続きをお願いします。

注意!

マイナ保険証(マイナンバーカード)の住所変更の手続きを行った場合でも、別途、当支部で住所変更の手続きが必要となります。住民票を異動した場合は、必ず「記載事項等変更申告書」を提出してください。

⑤ 被扶養配偶者に係る国民年金被保険者の手続きについて

組合員が退職した場合、60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金第3号被保険者資格を喪失することとなり、国民年金第1号被保険者へ種別が変更となります。該当する方は、住所地の市町村の国民年金担当課で変更手続きを行う必要があります。詳細については、各市町村の国民年金担当課にお問い合わせください。

任意継続組合員制度は、年金制度への加入はありません。60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金第1号被保険者への種別変更手続きを行ってください。